

公立大学法人滋賀県立大学男女共同参画推進計画

公立大学法人滋賀県立大学は、構成員の人権意識の向上を中期目標に掲げており、ハラスメント防止や人権研修に取り組んできましたが、平成 27 年 3 月に滋賀県立大学男女共同参画推進グループから提言を受けたところです。公立大学法人滋賀県立大学は、男女共同参画を推進するためこの提言を踏まえ、次のとおり男女共同参画推進計画を策定することとします。

1 計画期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで 4 年間

既に策定した次世代育成のための事業主行動計画、また策定予定の女性活躍推進法に基づく事業主行動計画と相まって計画を推進することとします。

なお、本法人の第 3 期中期計画が平成 30 年 4 月 1 日から始まることから、当該計画の策定に伴い、必要に応じて計画内容を見直すこととします。

2 計画内容

(1) 推進組織の検討と着手

ハラスメントを所管する人権問題委員会において、学生支援の枠組みなども含めて学内組織の位置付けを明確にする。(平成 28 年度)

(2) 男女共同参画を推進するための各種取組

①保育について

- ・学内行事に連動した一時託児を行います。(継続実施)
- ・地域との連携、民間活力の導入についても検討を行います。(中長期)
- ・家族参観日などを実施します。(平成 29 年度)

②理系女子学生のエンパワーメントについて

- ・オープンキャンパス等で女子生徒に対して大学の魅力を発信します。(継続実施)
- ・トイレ、洗面所の改修などの施設整備を計画的に進めます。(継続実施)

③ハラスメント相談・対応体制の充実について

- ・メンタルヘルスにも対応する幅広い相談窓口を開設します。(平成 28 年度)

④ロールモデル、メンターの蓄積、広報について

- ・構成員への意識啓発を進めます。(継続実施)
- ・教職員、学生の意識向上のため、現行の職員表彰を基礎として「男女共同参画貢献者表彰」の創設について検討を行います。(平成 29 年度)

⑤研究継続へのサポートについて

- ・ニーズに沿った柔軟な制度を構築するものとするが、当面育児休業からの復職者への支援から着手します。(平成 28 年度)

※着手年度の表記に関わらず、実現可能なものから実施していくものとします。